

別表十八の二付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が最初の連結事業年度において法第81条の19第1項又は第5項（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「直前の事業年度又は連結事業年度の確定法人税額又は連結法人税個別帰属支払額1」の欄は、連結法人若しくは適格合併により設立された連結親法人に係る被合併法人（以下「連結法人等」といいます。）の直前の事業年度の法人税額（連結法人等の当該直前の事業年度の別表一（一）の「13」の金額から「5」及び「7」の金額並びに「10」の上段に外書として記載した金額の合計額を控除した金額又は別表一（三）の「11」の金額から「5」及び「7」の金額並びに「8」の上段に外書として記載した金額の合計額を控除した

金額）又は連結法人等の直前の連結事業年度の調整後連結法人税個別帰属支払額（連結法人等の当該直前の連結事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 - 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「12」の金額から「5」及び「7」の金額並びに「10」の上段に外書として記載した金額の合計額を控除した金額又は「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 - 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の「10」の金額から「5」及び「7」の金額並びに「8」の上段に外書として記載した金額の合計額を控除した金額）を記載します。